

(資料1)

# 学校給食管理システム更新等業務委託 仕様書

# 学校給食管理システム更新等業務委託仕様書

## 1 一般事項

### 1 目的

この仕様書は、箕面市長（以下「発注者」という。）と業務受託業者（以下「受注者」という。）との間の学校給食管理システム更新等業務委託に係る委託契約書第1条の規定に基づく委託業務に必要な事項を定めるものとする。

### 2 契約期間

契約の締結日から令和9年3月31日

システム運用開始日：令和8年8月1日

### 3 履行場所（以下「各施設」という。）

- ・箕面市立箕面小学校(箕面市百楽荘一丁目8番7号)
- ・箕面市立萱野小学校(箕面市萱野二丁目7番40号)
- ・箕面市立北小学校(箕面市箕面三丁目4番1号)
- ・箕面市立南小学校(箕面市桜六丁目5番1号)
- ・箕面市立西小学校(箕面市新稲三丁目12番2号)
- ・箕面市立東小学校(箕面市粟生新家五丁目5番1号)
- ・箕面市立西南小学校(箕面市瀬川三丁目2番1号)
- ・箕面市立萱野東小学校(箕面市石丸一丁目18番1号)
- ・箕面市立豊川北小学校(箕面市粟生間谷西四丁目3番1号)
- ・箕面市立中小学校(箕面市稲一丁目15番8号)
- ・箕面市立豊川南小学校(箕面市小野原東三丁目2番1号)
- ・箕面市立萱野北小学校(箕面市如意谷四丁目4番1号)
- ・箕面市立第一中学校(箕面市新稲三丁目2番1号)
- ・箕面市立第二中学校(箕面市萱野一丁目15番12号)
- ・箕面市立第三中学校(箕面市瀬川三丁目2番2号)
- ・箕面市立第四中学校(箕面市石丸一丁目17番1号)
- ・箕面市立第五中学校(箕面市稲四丁目3番12号)
- ・箕面市立第六中学校(箕面市粟生間谷西一丁目3番1号)
- ・とどろみの森学園(箕面市森町中一丁目23番14号)
- ・彩都の丘学園(箕面市彩都粟生北二丁目1番5号)
- ・箕面市役所（箕面市西小路四丁目6番1号）

箕面市教育委員会事務局学校教育部学校給食課  
食材調達業務委託業者

### 4 業務内容

- (1) 箕面市仕様学校給食管理システムの更新に関すること。
- (2) 現行のシステムからの必要なデータの移行に関すること。
- (3) システムに関する機器の導入と稼働調整に関すること。
- (4) システムの保守・運用サポートに関すること。

## 5 システム整備

### (1) システムの基本要件

- ① 自社開発によるシステムであること。
- ② 個別業務については、本仕様書の要件を全て満たしたものであること。
- ③ システムを使用する端末は、箕面市が指定する23台とする。
- ④ ユーザーIDは18とする。
- ⑤ 同時アクセス数の上限はユーザーID数とする。

### (2) システム構成

- ① システムの基本構成は、サーバを箕面市庁舎外に設置し、インターネットを経由してアクセスするクラウド構成とすること。
- ② 複数利用者で同時にシステムを利用でき、更新したデータが速やかに他の利用者と共有される構成とすること。
- ③ 箕面市が特に指定する仕様が各社標準システムに無い場合は、カスタマイズすることとし、カスタマイズの項目及び費用を明らかにすること。
- ④ 提案するシステム構成に対し、箕面市におけるメリット(端末の増設、入れ替えへの対応など)は提案書に記載すること。

### (3) データ移行

現在箕面市で使用している下記のデータについて、運用開始までに速やかに移行すること。なお、移行データはCSV形式ファイルで提供する。

- ① 食品データ 約2,900件(令和7年12月末現在)
- ② 料理データ 約1,700件(令和7年12月末現在)
- ③ 献立データ 約2,100件(令和7年12月末現在)

### (4) ハードウェア構成

- ① 端末及びプリンタは、箕面市が現在設置しているものを使用することとする。(「【別紙1】ハード機器詳細」参照)
- ② その他のシステム利用に必要なサーバや機器などは提案し見積りに含めることとし、少なくとも5年間安定稼動するスペックを有するものとする。

### (5) ネットワーク構成

庁内、校内LAN、WiFi経由でインターネットを利用する環境で構成するものとする。

### (6) セキュリティネットワーク

- ・本システムに係るセキュリティ対策については、本市セキュリティポリシーに準拠した対策を講じたシステムの導入及び運用体制をとること。
- ・サーバへの不正アクセスに対し、十分な対策を実施すること。
- ・使用者IDによるシステム利用者の制限を実施すること。
- ・制限は処理ごとに設定が可能なこと。

## II. システム機能要件

### 1 マスタ関連

#### 1-1 食品マスタ

- (1) 最新の「日本食品標準成分表」に収録されている食品・食品分類及び成分値を有すること。

- (2) 食品群の登録ができること。(穀類、いも及びでん粉類、砂糖及び甘味類、豆類、種実類、野菜類、果実類、きのこ類、藻類、魚介類、肉類、卵類、乳類、油脂類、菓子類、嗜好飲料類、調味料及び香辛料類、調理加工食品類、その他)
- (3) 見積、入札、発注業務に利用可能な発注分類(入札分類)ごとの登録ができること。
- (4) 単価の登録ができること。
- (5) 業者決定後の決定単価が食品マスタに自動的に反映されること。
- (6) 業者決定後の規格、産地、銘柄が発注情報に自動的に反映されること。
- (7) 食品別のアレルギー情報を登録できること。(特定原材料8品目、特定原材料に準ずるもの20品目、その他箕面市の指定する品目の登録ができること。その際、コンタミなどの情報も登録できること)
- (8) 納入日が指定できること。
- (9) 発注規格(単位)を登録できること。
- (10) 予備発注量(数)を登録できること。
- (11) 発注量を算出する際の計算方法を指定できること(切り上げ、四捨五入、切捨て、小数1位、小数2位)。
- (12) 全ての食品については配合比率が登録できること。
- (13) 食品は、名称(漢字、かな)検索もできること。
- (14) 見積書や発注書に印刷する規格情報(産地、銘柄など)を登録できること。
- (15) 新規で登録する際、既に登録済みの食品を複写して流用することができること。
- (16) 食品名は献立用(漢字、かな)と発注用(漢字)を有すること。
- (17) 食品データは各施設間において共有できること。
- (18) 週報に対応した食品分類の登録ができること。

## 1-2 料理マスタ

- (1) 同一マスタに小学生(低学年、中学年、高学年ごと)、中学生の可食量が登録できること。
- (2) 個数付けの食品については可食量の他に個数も表示されること。
- (3) 調理法や主材料を登録できること。
- (4) 調理法は文科省指定の報告内容に準ずること。
- (5) 登録した食品の順番を任意で変更できること。
- (6) 登録する食品は検索画面を表示して選択できること。
- (7) 栄養価表示画面等で栄養バランスを確認しながら料理内容を登録できること。
- (8) 新規で登録する際、既に登録済みの料理を複写して流用することができること。
- (9) 料理名称は漢字とかなの両方を有すること。
- (10) 料理データは各施設間において共通とし、内容についてはそれぞれが任意で変更できること。
- (11) 作業工程が入力できること。

## 1-3 学校マスタ

- (1) 学年、及びクラスごとに生徒と教員の人数が登録できること。
- (2) 小学校、中学校、小中一貫校の区分別で登録できること。
- (3) 学校ごとにアレルギー児童の情報が登録できること。
- (4) 牛乳欠食者の人数の登録ができ、発注書にも反映すること。

- (5) 学校データは供給する各施設で入力ができること。
- (6) 学校別に補足数が登録できること。

#### 1-4 業者マスタ

- (1) 見積、入札、発注業務に利用可能な発注分類（入札分類）が登録できること。
- (2) 最低 100 件の登録が行なえること。
- (3) 業者データは各施設間で共有できること。
- (4) 見積書や発注書には業者マスタに登録されている業者名称が出力できること。

#### 1-5 マスタ全般

整合性を失うことなく、データの更新（登録、修正、削除）ができること。

### 2 食数管理関連

#### 2-1 基本食数設定

- (1) 学校マスタに登録してある人員情報とすること。
- (2) 見積は学校マスタ基本食数から算出できること。
- (3) 発注は食数の変更内容を反映すること。

#### 2-2 日別食数入力

- (1) 行事やクラス、学年、学校閉鎖などによる欠食、試食会等の入力ができること。
- (2) 食数の変更は随時修正ができること。

### 3 献立作成関連

- (1) 献立の登録は過去のデータを利用できること。
- (2) 複数の栄養士で分担して登録できること。
- (3) 共通料理や、各施設独自の料理は複写して取り込み、一部修正して登録することができること。
- (4) 給食日の変更（交換）が簡単にできること。
- (5) 献立作成時にレーダーチャートや栄養価表示画面等で栄養バランスを確認できること。
- (6) アレルギー除去食、代替食の献立作成が可能であること。

### 4 発注管理

#### 4-1 見積業務

- (1) 契約食品の登録ができ、それらは見積の対象外とすること。
- (2) 一括見積品については各施設の合計量を一括して見積依頼できること。（合計値が画面で確認できること）
- (3) 入札が無い食品は、入札値の登録を行わずに発注へ進めること。
- (4) 見積数量は任意で変更できること。

#### 4-2 発注業務

- (1) 発注は学校別でも学校種別ごとでも全校一括でもできること。
- (2) 発注業務の途中でも食品の追加ができること。

- (3) 発注数量は任意で変更できること。
- (4) 業者の変更ができること。
- (5) 1つの食品において複数業者への発注ができること。
- (6) 見積単価または入札単価は、直接入力のほか csv 形式でインポートできること。

#### 4-3 検収業務

- (1) 納入日毎に検収数量を入力できること。
- (2) 検収数量を会計金額に反映すること。
- (3) 青果物に関しては、産地情報が登録できること。

#### 4-4 会計業務

- (1) 業者別に支払金額が確認、修正できること。
- (2) 消費税率は任意で変更できること。
- (3) 請求書と請求明細書が出力できること。
- (4) 請求額の調整（値引き等）が入力できること。

### 5 帳票機能

帳票は全て加工しやすいxlsx形式で出力すること。

フォーマットは各社の標準様式で提案すること。また、下記帳票が無い場合はカスタマイズで新規に作成すること。

#### (1) 各マスター一覧表

- ①食品マスター一覧表
- ②料理マスター一覧表
- ③業者マスター一覧表

#### (2) 献立関連

##### ①献立一覧表

1ヶ月の献立が献立区分別に基準食種の栄養価及び食材料費が確認できること。

##### ②献立内容一覧表

日別で献立毎に料理、食品、学齢区分別の可食量が確認できること。

##### ③学校配布用予定献立表

食種別に栄養価及び食材料費が確認できること。

##### ④保護者配布用予定献立表

アレルギー情報をマークしたものとししないものの2種類を出力でき、アレルギー情報のない献立表は現在箕面市が使用している形式に類似した形であること。

献立に含まれる食品と、そのアレルギー情報が確認できること。

##### ⑤食物アレルギー等対応給食関係書類

食物アレルギー等対応給食に関する調理指示書、一覧表、個人票、配膳確認カード、有無を記載したカード等は、現在箕面市が使用している様式であること。

##### ⑥学校給食栄養一覧表

栄養価が栄養成分別、食品構成別に1ヶ月または日単位で確認できること。

#### (3) 発注関連

##### ①食数一覧表

学校別に予定食数を確認できること。また日毎に学年、クラス別で内訳が確認でき

ること。

予定食数は牛乳欠食者に対応した実施食数も確認できること。

②食材業者への見積依頼書

発注分類（入札分類）ごとに、該当する業者の見積書が出力できること。例えば、肉類の業者へは肉類の見積書のみ出力など。

③入札金額比較表

各業者からの入札金額が食品別で見比べられること。業者選定会議で使用するため落札業者の記入欄があること。

④入札結果一覧表

決定業者と単価の一覧表が出力できること。

⑤購入予定金額一覧表

直近単価での購入予定金額が学校別、業者別で確認できること。

⑥食材業者への発注書

食数の変更などにより数量が変更された場合、変更された数量で再出力されること。

⑦日別発注量一覧表

1日分の発注量と発注先が学校別一覧表で出力でき、学校指定でも出力できること。

⑧検収簿

食材が納品された際に、検収内容が記入できること。

⑨地場産物

発注時に地場産物が登録できること。

(4) 運用関連

①調理指示書

調理指示書が作成できること。

②週報

文部科学省に準ずる週報が出力できること。

③個人情報

給食管理システムで出力したデータを、個人情報等の第一級情報資産を扱うコンピュータに移行後、個人名に変換できるようにすること。

④帳票の出力

帳票は学校ごと又は調理場ごとに出力できること。帳票の種類によって、出力方法（学校ごと又は調理場ごと）を選択できること。

⑤地産地消率

地場産物の地産地消率を、使用量及び支払金額によりそれぞれ算出し、現在箕面市が使用している様式で出力できること。

(5) 会計関連

①支払一覧表

業者別及び品目別に、支払金額が学校別及び学校種別ごとに確認できるもの。

②請求書及び請求明細書

③支払い月報

月次総使用量と支払総額が学校別及び学校種別ごとに出力できること。

### Ⅲ. システム保守

#### 1 履行期間

契約の締結日から令和9年3月31日

※履行期間終了後についても、発注者が本システムを継続して使用する期間については、受注者と毎年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）に別途契約を締結し、受注者が履行期間内と同様に保守を行うものとする。

#### 2 履行場所

本仕様書「I 一般事項 3 履行場所」に同じ。

#### 3 業務内容

システムの保守・運用サポートに関すること。

##### (1) 保守・運用サポート

###### ①サーバ管理業務

- ・サーバへのセキュリティアップデートを必要に応じて実施すること。
- ・システムデータのバックアップを日次で実施すること。
- ・サーバに万が一障害が発生した場合、速やかに復旧し業務が滞ることのないようにすること。

###### ②運用サポート

- ・システム更新後の法改正及び日本食品標準成分表の更新に伴うシステム変更は速やかに対応すること。
- ・操作及びシステムに関する問い合わせ（電話、FAX、メール）等に対するサポートを速やかに実施すること。
- ・端末に万が一障害が発生し、システムの再インストール等が必要となった場合は、作業に関する問い合わせ（電話、FAX、メール）等に対するサポートを速やかに実施すること。

##### (2) セキュリティ

本システムに係るセキュリティ対策については、本市セキュリティポリシーに準拠した対策を講じたシステムの保守体制をとること。

###### ①ネットワーク

サーバへの不正アクセスに対し、十分な対策を実施すること。

各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得、保存すること。

###### ②ハードディスク

データの毀損、滅失等に対し、速やかに回復できる措置を講じること。

##### (3) 作業報告セキュリティ

### Ⅳ. その他

本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に記載のない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。